

消毒方法について

理容所、美容所での消毒方法は、理容師法施行規則及び美容師法施行規則により定められています。

まず、器具を十分に洗浄した後、器具の汚染度に応じて消毒します。

- かみそり（専ら頭髪を切断する用途に使用されるものを除く）
- 血液が付着しているもの 又は その疑いがあるもの

以下のいずれかの方法により消毒を行ってください。

- イ 沸騰後 2 分間以上煮沸する
- ロ エタノール水溶液（エタノールが 76.9%以上 81.4%以下である水溶液）中に 10 分間以上浸す
- ハ 次亜塩素酸ナトリウムが 0.1%以上である水溶液中に 10 分間以上浸す

上記以外の器具

以下のいずれかの方法により消毒を行ってください。

- イ 20 分間以上 1 平方センチメートル当たり 85 マイクロワット以上の紫外線を照射する
- ロ 沸騰後 2 分間以上煮沸する
- ハ 10 分間以上摂氏 80 度を超える湿熱に触れさせる
- ニ エタノール水溶液（エタノールが 76.9%以上 81.4%以下である水溶液）中に 10 分間以上浸し、又はエタノール水溶液を含ませた綿若しくはガーゼで器具の表面をふく
- ホ 次亜塩素酸ナトリウムが 0.01%以上である水溶液中に 10 分間以上浸す
- ヘ 逆性石ケンが 0.1%以上である水溶液中に 10 分間以上浸す方法
- ト グルコン酸クロルヘキシジンが 0.05%以上である水溶液中に 10 分間以上浸す
- チ 両性界面活性剤が 0.1%以上である水溶液中に 10 分間以上浸す